親族の後見人等として活動される方へ

※以下、親族後見人と表記

親族後見人專門相談

を行っています

相談無料

大阪市成年後見支援センターは、大阪市において権利擁護支援の推進機関(中核機関)として、親族後見人を支援する取組みを行っています。

相談できる方

市内在住の 親族後見人 市内在住の方の親族後見人

相談できる内容

- ・初回報告の作成方法、就任時に 行う各種手続きについて
- ・定期報告書類の作成方法
- ・後見業務に関すること

専門相談とは

後見活動に係る業務について、 専門職(弁護士、司法書士、社会福 祉士のいずれか)がご相談をお受 けします。

相談方法

- ・相談は予約制となります
- ・まずはお電話かメールでご連絡ください
 - ※相談回数には上限があります

相談日時

月~金(祝日·年末年始除く)の 13時30分~または15時~ の2部制(相談時間は1回45分)

お問合せ先(相談会場):大阪市成年後見支援センター

センター HP

TEL.

06-4392-8282

Mail.

yousei@shakyo-osaka.jp

〒557-0024 西成区出城2-5-20 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

運営:社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会(大阪市委託事業)

「親族後見人専門相談」申込書

(フリガナ) 氏 名	
住所	〒
電話番号	
選任の状況	□ 親族の成年後見人等に選任されている □ 親族の任意後見人に選任されている
相談したい内容	
□ 家庭裁判所への報告に関すること □ 後見活動に関すること	
□ 施設・介護サービスに関すること □ その他	
*現在の状況と、ご相談の内容を簡単にご記入ください	
備考	
	* 障がい等により配慮が必要な方は、その旨ご記入ください

「申込書」は右記QRコート゛からでも入力できます。



